

現場代理人の兼任について

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、現場代理人の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は現場代理人の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することができる。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

営業所における専任の技術者について

建設業法第7条第2号又は第15条第2号において、建設業の許可の要件として、建設業者は営業所ごとに営業技術者若しくは特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）を置かなければならないこととされており、この営業所技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。

営業所技術者等と現場代理人の兼任について

現場代理人については、指宿市建設工事請負契約書約款第10条第2項において、現場への常駐が規定されているため、営業所技術者等と現場代理人の兼任はできません。

また、経營業務の管理責任者についても現場代理人の兼任はできません。

現場技術者の専任合理化について

建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）について、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合には、工事現場に専任で置くこととされていますが、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任することが可能です。

1 建設業法第26条第3項第1号（監理技術者等の専任義務の合理化）について （専任特例1号）

【兼任の要件】（全てを満たすこと）

- ① 各建設工事の請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
- ② 主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね2時間以内であること。
- ③ 監理技術者等を置こうとする建設業者に連なる下請次数が3次以内であること。
- ④ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を各工事現場に置くこと。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者とする。
- ⑤ 各工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- ⑥ 当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
- ⑦ 監理技術者等が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ⑧ 兼任する建設工事の数は2件まで。

2 建設業法第26条第3項第2号について（専任特例2号）

【兼任の要件】（全てを満たすこと）

- ① 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、配置する建設工事の工種に応じた主任技術者に該当する者で、かつ、当該工事に応じた一級施工管理技士の一次検定に合格した者又は配置する建設工事の工種に応じた監理技術者に該当する者であること。
- ③ 兼任する建設工事は2件まで。
- ④ 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的恒常的な雇用関係にあること。
- ⑤ 兼任する工事は、県の南薩地域振興局内に属する工事であり、かつ工事現場の相互間隔が概ね10km以内の範囲であること。
- ⑥ 兼任する監理技術者は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- ⑦ 兼任する監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、書面により明らかにすること。

※専任特例1号と専任特例2号をいずれも適用して兼任することはできません。

※専任特例2号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象となりません。

3 建設業法第26条の5（営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例）について

営業所ごとに専任で置くことが求められている者について、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任することが可能です。

営業所技術者等が、専任を要する工事現場の監理技術者等を兼任する場合の要件は、基本的には、専任特例1号の場合と同じですが、以下のとおり追加・異なる部分があります。

【兼任の要件】（全てを満たすこと）

- ① 営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）が置かれている営業所で契約締結された建設工事であること。（追加）
- ② 各建設工事の請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
- ③ 営業所技術者等を置こうとする営業所と工事現場間の距離が、1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね2時間以内であること。
- ④ 営業所技術者等を置こうとする建設業者に連なる下請次数が3次以内であること。
- ⑤ 営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を営業所及び工事現場に置くこと。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者とする。
- ⑥ 各工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- ⑦ 当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
- ⑧ 営業所技術者等が営業所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ⑨ 兼任する建設工事の数は1件まで。

専任を要しない主任技術者の兼任について

- （1） 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合9,000万円）未満であること。
- （2） 兼任しようとする主任技術者が、既に配置されている工事で特殊工法等により専任されていないこと。
- （3） 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- （4） 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。
- （5） 兼任しようとする者が、営業所技術者等であった場合は、（1）から（4）の要件を満たした上で、兼任できる工事は2件までとする。